

平成 21 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 3 月 31 日

大 阪 市

工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド）の減額変更の取扱いについて

1. 請負代金額の変更額の対象とする「主要な工事材料」は、各品目ごとの変動額が対象工事費の 1%に相当する金額を超えるものとする。

なお、「対象工事費」とは、部分払いを行った出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）や部分引渡しを行った部分を、単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いたものとする。

2. 標記の算定方法は、次により算出するものとする。

- (1) 当該工事の主要な工事材料とされた各品目に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M^{\text{変更}1} - M^{\text{当初}1}) + (M^{\text{変更}2} - M^{\text{当初}2}) + \dots + (M^{\text{変更}m} - M^{\text{当初}m}) \\ + P \times 1 / 100$$

$$M^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S：スライド額

$M^{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M^{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p：設計時点における各対象材料の単価

p'：(5)の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D：(6)の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k：落札率

P：1. に規定する対象工事費

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示した 4. により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M^{\text{変更}}$ を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると甲が認めた場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M^{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の

購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3)(2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるものとする。

- ① 4.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が(6)に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
- ② 4.の規定により確認される各対象資材の実際の購入数量が(6)に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油等に該当する各対象材料について、4.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を(6)の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、(5)②の平均価格を乗じて得た金額。

(4)スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(5)スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

- ① 鋼材類及びその対象材料(燃料油等を除く)

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

- ② 燃料油等

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

(6)スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表等に一式で計上されている仮設工等にあっては、甲の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表等に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

3. 請求等手続き

- (1) 工事請負契約書第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月以上ある場合に限り、様式 1 によりこれを行うことができることとする。
- (2) 甲は、乙と協議のうえ協議開始日を設定し、様式 2 により乙に通知するものとする。
- (3) 協議開始の際には、甲は様式 3 および様式 3-1 を提出するものとする。
- (4) 甲は、請負代金の変更額の概算を算出したうえ、様式 3-2 により乙に通知するものとする。
- (5) 請負代金額の変更は、変更額の確定後、設計変更手続きに準じて行う。

4. 乙は、3.(4)の請負代金額変更請求額概算計算書に対し、次により異議を申し立てることができる。

- (1) 乙は異議を申し立てるときは、別紙様式 4 及び様式 4-1 に乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類を添えて、甲に提出するものとする。
- (2) 上記（1）に示す必要な証明書類を提出しないため、対象材料について（1）に規定する事項を確認できない場合は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (3) 上記（2）の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると甲が認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類を甲に提出するものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと甲が認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても 2.(6) の対象数量とすることができる。

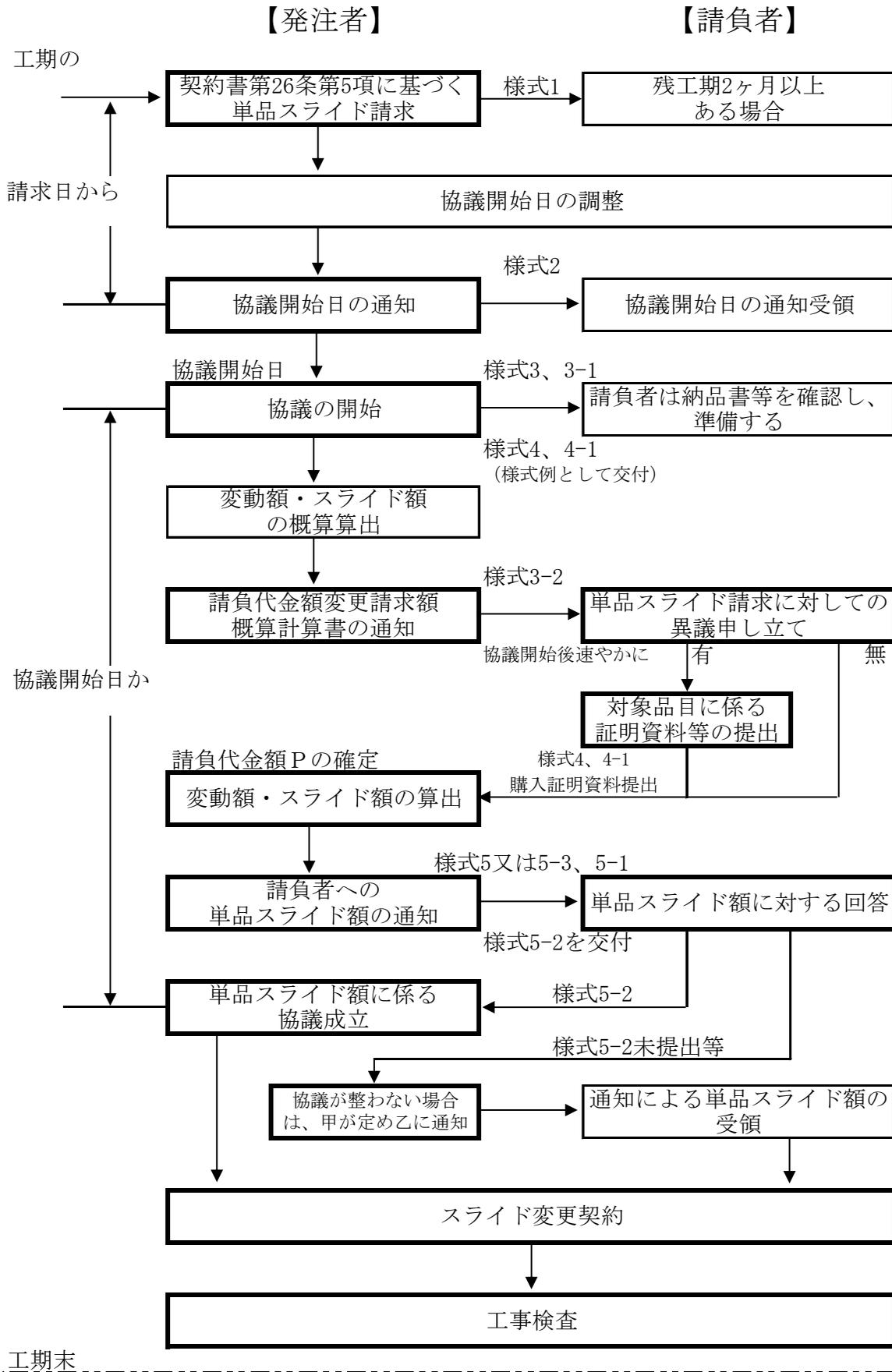
附 則

1. 本運用は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
2. 本運用に関する細目については、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド）の運用について」（平成 20 年 8 月 大阪市）などに準じて取り扱う。

附 則

本運用は、令和3年4月1日から施行し、適用する。

減額単品スライド 手続きフロー及び様式



(様式1)

令和 年 月 日

請 負 者 様

大阪市 ○○局長
○○ ○○

○○工事に係る
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、令和 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第26条第5項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 工事名 | ○○工事 |
| 2 請負代金 | ¥【スライド前の最終請負代金を記載】 |
| 3 工期 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |
| 4 請求する主要資材名 | 【請求する工事材料を具体的に記載】 |

(様式2)

令和 年 月 日

請 負 者 様

大阪市 ○○局長
○○ ○○

工事請負契約書第26条の適用に基づく請求に伴う
協議開始日について (通知)

標記について、令和 年 月 日付けで請求を行った○○工事における工事請負契約書
第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日

令和 年 月 日

(様式3)

令和 年 月 日

請 負 者 様

大阪市 ○○局長
○○ ○○

○○工事における工事請負契約書第26条
第5項の請求に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで請求を行った標記について、工事請負契約書第26条第7項
により下記のとおり協議します。

記

1. 工事名

○○○○工事

2. 添付資料

（様式3-1）工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳書

請負代金額変更請求額 概算計算書

請 負 者 様

大阪市 〇〇局長
〇〇 〇〇

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額(概算)の内訳は、下記のとおりです

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	使用目的	購入 想定年月	購入 想定単価	購入 想定金額	備 考	
記載例									
○鋼	○	t	〇〇.〇	A1橋台	RO年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
○鋼	○	t	〇〇.〇	P1橋脚	RO年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
○鋼計			〇〇〇.〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計	
△鋼	△	t	〇〇.〇	A2橋台	RO年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
△鋼	△	t	〇〇.〇	P2橋脚	RO年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
△鋼計			〇〇〇.〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	△鋼合計	
鋼材類 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		
□油	○	L	〇〇〇	-	RO年△月～ RO年×月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
□油	○	L	〇〇〇	-	RO年△月～ RO年×月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
□油計	○	L	〇〇〇			〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	□油合計	
△油	○	L	〇〇〇	-	RO年△月～ RO年×月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
△油	○	L	〇〇〇	-	RO年△月～ RO年×月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
△油計	○		〇,〇〇〇			〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	△油合計	
燃料油 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		
請負代金額(P)								〇,〇〇〇,〇〇〇	
P×1%								〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額								〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

◆当表の「購入想定年月」・「購入想定単価」に対して、請負者は実際の「購入年月」・「購入単価」に係る証明資料の提出を行うことが出来るものとする。

◆当表の【単品スライド請求額】については概算であり、以降の協議金額を縛るものではない。なお当表に異議がある場合は、様式4、4-1及び実際に購入した価格等を証明する書類を令和〇年〇月〇日までに、提出すること。

*1 : 「数量」とは、協議開始時点で契約済みの数量をいう。

*2 : 「購入想定年月」とは、鋼材類にあつては計画工程表或いは実施工程表から判断した対象資材の購入月(搬入月)を、燃料油等にあつては[工期開始の翌月～工期末の前々月まで]をいう。

*3 : 「購入想定単価」とは、鋼材類にあつては購入月(搬入月)における対象資材の実勢価格を、燃料油等にあつては期間内における実勢価格の平均値をいう。

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長 ○○ ○○ 様

請負者

商号又名称

代表者名

○○工事における工事請負契約書第26条第5項の
適用に基づく請負代金額の変更請求に対する異議申し立て

令和 年 月 日付けの請負代金額の変更請求及び令和 年 月 日
付けの請負代金額変更請求額概算計算書に関し、対象資材の購入想定年月・購入想定
単価等について異議がありますので申し立てます。

請負代金額変更の対象材料計算書

大阪市長 〇〇 〇〇 様

請負者
商号又名称
代表者名

請負代金額の変更額(スライド額)の算出に必要な購入価格・数量等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	購 入 単 価	購 入 金 額	購 入 先	購 入 年 月	使 用 目 的	証 明 の 有 無	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年〇月	A1橋台	有	別添〇〇
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年〇月	A2橋台	有	別添〇〇
○鋼計			〇〇.〇		〇,〇〇〇,〇〇〇					
△鋼	△	t	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年△月	P1橋台	有	別添〇〇
△鋼	△	t	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年△月	P2橋台	有	別添〇〇
△鋼計			〇〇.〇		〇,〇〇〇,〇〇〇					
鋼材類 合計			〇〇.〇		〇,〇〇〇,〇〇〇					
□油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年△月	現場内重機	有	別添〇〇
□油	○	L	〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇 〇〇	R〇年△月	現場内重機	有	別添〇〇
□油計	○	L	〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇					
□油類 合計			〇〇.〇		〇,〇〇〇,〇〇〇					
△油	○	L	〇〇〇		-		R〇年△月	現場内重機	無	(未証明分)
△油	○	L	〇〇〇		-		R〇年△月	現場内重機	無	(未証明分)
△油計	○		〇,〇〇〇							
△油(未証明分)合計			〇,〇〇〇							

(注)

◆購入年月、購入単価等に係る証明資料(別添〇〇)を、当表と併せて甲に提出すること

◆甲より、購入数量等に対する証明書を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

(様式5)

令和 年 月 日

請 負 者 様

大阪市 ○○局長
○○ ○○

物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
工事請負契約書第26条第5項の適用について

令和 年 月 日付けで請求を行った標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき協議した結果、下記のとおり通知する。

なお、異存がなければ、別添の様式5-2に記名押印のうえ提出願いたい。

記

1. 工事名

2. スライド変更金額 (減) ¥○, ○○○, ○○○. -
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥○, ○○○, ○○○. -

請負代金額変更請求額 計算書

請 負 者 様

大阪市 〇〇局長
〇〇 〇〇

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 :

記

品 目	規 格	単 位	数 量	使用目的	購入年月	購入単価	購入金額		備 考
記載例									
○鋼	○	t	〇〇.〇	A1橋台	R〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
○鋼	○	t	〇〇.〇	P1橋脚	R〇年〇月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
○鋼 計			〇〇〇.〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		○鋼合計
△鋼	△	t	〇〇.〇	A2橋台	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
△鋼	△	t	〇〇.〇	P2橋脚	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
△鋼 計			〇〇〇.〇			〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		△鋼合計
鋼材類 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		
□油	○	L	〇〇〇	-	R〇年△月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
□油	○	L	〇〇〇	-	R〇年△月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
□油 計	○	L	〇〇〇			〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		□油合計
△油	○	L	〇〇〇	-	R〇年△月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		
△油	○	L	〇〇〇	-	R〇年△月～ R〇年×月	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		(未証明分)
△油 計	○		〇,〇〇〇			〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		△油合計
燃料油 合計							〇,〇〇〇,〇〇〇		
請負代金額(P)								〇,〇〇〇,〇〇〇	
P×1%								〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額								〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- ◆当表の【単品スライド請求額】は、様式5(甲→乙への協議書)の記載金額と一致させること。
- ◆燃料油(未証明分)の購入価格は、「工期開始の翌月から工期末の前々月まで」の実勢価格の平均値とする。
- ◆数量、請負代金額(P)は精算変更後の値とすること。

(様式5-2)

令和 年 月 日

大阪市長 ○○ ○○ 様

請負者
商号又名称
代表者名

○○工事における
工事請負契約書第26条第7項の適用について（回答）

標記について、令和 年 月 日付け、第 号で協議のあった○○
○○工事における工事請負契約書第26条第5項に伴うスライド変更金額について異
存ありません。

(様式5-3)

令和 年 月 日

請 負 者 様

大阪市 ○○局長
○○ ○○

物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
工事請負契約書第26条第5項の適用について

令和 年 月 日付けで請求を行った標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき協議した結果、下記のとおり通知する。
なお、異存がなければ、別添の様式5-2に記名のうえ提出ねがいたい。

記

1. 工事名
2. スライド変更金額
算定の結果、請負代金額の変更は行わない。